

幼保連携型認定こども園
学校法人福寿学園 だいちのこどもえん 重要事項説明書

1. 事業者

事業者の名称	学校法人 福寿学園
代表者の氏名	理事長 竹腰正見
法人の所在地	愛知県あま市七宝町安松8丁目9番地
法人電話番号	052-444-4744

2. 事業の目的

事業の目的	「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に推進に関する法律」(以下「認定こども園法」という)に基づき、小学校就学前の子どもに対し義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適度な環境を与え、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対して子育ての支援を行うことを目的とします。
運営方針	1. 「学校法人福寿学園」の理念に基づき、就学前の教育・保育を発達段階に応じて実施します。 (1)遊びを通して総合的に学ぶ環境の中で、子どもたち一人ひとりが乳幼児期にふさわしい生活を送り、人格形成の基礎を培います。 (2)同年齢や異年齢の子ども等、多様な人との関わりを通じて、他者と関わる楽しさやお互いを尊重し合う大切さを知り、豊かな心や社会的態度の基礎を培います。 2. 子どもたちの健やかな育ちを実現することを目的として、地域の子育て家庭を対象にした子育ての支援を実施します。 (1)かけがえのない子どもの姿をありのままに受け止め、子ども一人ひとりの発達に即した関わり大切さを保護者と共に考えながら、子育ての喜びが実感できる支援を行います。

3. (1) 幼保連携型認定こども園の概要

名称	だいちのこどもえん
所在地	愛知県名古屋市中川区野田三丁目 39 番
電話番号	TEL:052-304-7818 FAX:052-304-7819
法人設立年月日	昭和 60 年 4 月 9 日
事業認可年月日	令和 2 年 4 月 1 日
園長氏名	溝口 真由香
職員数	園長 1 名、副園長 1 名、主幹保育教諭 1 名、保育教諭 6 名、パート保育教諭 17 名、栄養士 1 名、看護師 1 名 ただし、保育教諭等の人数については、在籍園児数により変動することがあります。

(2) 利用定員

年齢	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
1 号こども							
2 号こども				12 人	12 人	12 人	36 人
3 号こども	10 人	12 人	12 人				34 人
計	10 人	12 人	12 人	12 人	12 人	12 人	70 人

※利用定員は、年度によって変更になる可能性があります。

(3) その他

扱う保育事業の種類	延長保育
職員への研修実施状況	保育の質を高めるために正規職員に対して実施。
自己評価の概要	職員による教育内容などの事後評価を各学期末に行います。 また、年間評価を年 1 回実施し、教育に関する能力の向上に努めています。
人権擁護、虐待防止のための体制	人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置、その他必要な体制を整備するとともに、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施、その他園児の人権の擁護、虐待の防止等のために必要な措置を取っています。
申込が定員を上回る場合の選考方法	2・3 号こども：保育の必要性の高い順
嘱託医	小児科医：森美智子、歯科医：太田由佳、薬剤師：播磨佐知子

4. 教育・保育の提供を行う日（学期を含む）及び時間、提供を行わない日

	2・3号子ども
開所時間	7:15～19:15
教育・保育の提供を行う日	月曜日～土曜日 ※土曜日を希望される方は、前月の第2金曜日までに土曜日保育利用申込書（社印ありの証明書）を提出してください。
教育・保育を行う時間	〈主活動〉 8:00～16:00（短時間認定） 7:15～18:15（標準時間認定） 〈延長保育〉 7:15～8:00・16:00～19:15（短時間認定） 18:15～19:15（標準時間認定）
教育・保育の提供を行わない日	日曜日、国民の祝日等 12月29日～1月3日 ・暴風警報発令時は、不測の事態を避けるため、登園を見合わせる。 ・大雨・大雪警報が発令されている場合も登園を見合わせる場合がある。 ・避難指示、特別警報発令時は、休園とする。 ・南海トラフ地震が発生した場合及び南海トラフ地震臨時情報発令時は休園とする。

※開所時間内に必ずお迎えをお願いいたします。

2・3号子どもについて、保育の提供を行う時間は、次のとおりとします。

(1)保育標準時間認定を受けた園児の場合

7時15分～18時15分までの範囲内で、保育を必要とする時間とします。

実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間、その他の保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえ個別に決定します。ただし、入園当初、お子さんが無理なく新しい環境に慣れ、スムーズに園生活が始められるよう、一定期間、保育時間を短縮する「ならし保育」がありますので、ご協力をお願いいたします。

上記以外の時間帯において、就労時間・通勤時間等やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時15分までの範囲内で、延長保育を提供します。

（延長保育の利用にあたっては、通常の保育料の他に、別途延長保育料及び、書面での申込みが必要になります。）

土曜日を希望される方は、前月の第2金曜日までに土曜保育利用申込書（社印ありの証明書）を提出してください。

(2)保育短時間認定を受けた園児の場合

8時00分～16時00分までの範囲内で、保育を必要とする時間とします。

実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間、その他の保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえ個別に決定します。ただし、入園当初、お子さんが無理なくスムーズに園生活が始められるよう、一定期間、保育時間を短縮する「ならし保育」がありますので、ご協力をお願いいたします。

上記以外の時間帯において、就労時間・通勤時間等やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時15分～8時00分、16時00分～19時15分までの範囲内で、短時間延長保育を提供します。

（延長保育の利用にあたっては、通常の保育料の他に、別途延長保育料及び、書面での申込みが必要になります。）

土曜日を希望される方は、前月の第 2 金曜日までに土曜保育利用申込書（社印ありの証明書）を提出してください。

5. 施設の概要

敷地面積	881.23 m ²
建物	鉄筋 A L C 造 3 階建 延床面積 819.35 m ²
施設の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育室（2・5 歳児室） ・ 乳児室（内 3.3 m²は乳児等通園支援事業） ・ 職員室 ・ エントランスホール ・ 屋外運動場 ・ 収納備蓄倉庫 ・ 子育て支援（一時保育室、乳児等通園支援室(内 5.31 m²)） ・ 会議室 ・ 地域交流スペース（ランチルーム） ・ 調乳室 ・ 検収室 ・ 調理室 ・ 沐浴室
設備の内容	全館冷暖房、乳児室床暖房

6. 保護者負担について

(1) 保育料等

	2号こども	3号こども
保育料	無償	名古屋市が所得に応じた利用者負担を決定
施設維持費	40,000 円 園内の芝生・樹木等の整備及び管理に使用	40,000 円 園内の芝生・樹木等の整備及び管理に使用
教育充実費	3,500 円/月 外部の先生（アート、リズム、英語、茶道等）による指導に使用。コドモン代金含む。	1,000 円/月（0・1 歳児） 3,500 円/月（2 歳児） 外部の先生（アート、リズム、英語、茶道等）による。指導に使用。コドモン代金含む。
コドモン使用料及び教育充実費の振替手数料	100 円/月（消費税含む）	100 円/月（消費税含む）
副食費	4,500 円/月 *食物アレルギー等の配慮を要する事情により、副主食の提供を行わない場合や年収 360 万円未満相当世帯又は第 3 子以降のお子さんは副食費免除	なし
主食費	3,000 円/月 主食（米飯及びパン）の提供を行い、その費用の負担を求めるもの	なし

	*食物アレルギー等の配慮を要する事情により主食の提供を行わない場合には、主食費減免	
保健衛生費	なし	お昼寝用ベットシート使用料 250 円／月 給食・おやつ時おしぼり使用料 250 円／月 上記の洗濯代・除菌代などを含む保健衛生に必要な費用
行事費	行事の際に別途負担が掛かります。	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・制服、体操服、スモック一式(夏冬用、カバン等含む) 約 60,000 円～ (1 セット) ・新年度用品 (年度初め) 年少 約 18,000 円～ 年中 約 9,000 円～ 年長 約 5,000 円～ <small>(※学用品明細参照、学年により異なる)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・新年度用品 (年度初め) 0・1 歳児 約 1,300 円～ 2 歳児 約 4,600 円～
返還	だいちのこどもえんに対し、納付した上記の保護者負担料はいかなる理由があっても返還をいたしません。ただし、特別な事由がある場合はこの限りではありません。	
契約の解除	事業者が再三にわたり、徴収に努めても利用者が支払いに応じない場合は名古屋市と協議の上、利用契約の解除となる場合があります。	

(2) 延長保育料

種別	費用	延長時間	区分
延長保育	飲食物費	1 時間	提供した飲食物費の実費相当額と月額 1,000 円を比較して少ない方の額
		その他	提供した飲食物費の実費相当額
	事業の運営費	1 時間	生活保護世帯及び当該年度分 (4 月から 8 月までにあつては前年度分) 市町村民税が非課税の世帯に属する子ども 日額 0 円
			当該年度分 (4 月から 8 月までにあつては前年度分) 市町村民税が均等割のみもしくは所得割額 40,800 円未満の世帯に属する子ども 日額 100 円
			当該年度分 (4 月から 8 月までにあつては前年度分) 市町村民税が所得割額 40,800 円以上の世帯に属する子ども 日額 200 円
	その他	1 時間の額を参考として保育所長が定める額	

(3) 短時間延長保育にかかる利用者負担

短時間延長	事業の 運営費	1 時間 2 時間 3 時間	生活保護世帯及び当該年度分（4月から8月までにあつては前年度分）市町村民税が非課税の世帯に属する子ども 日額 0 円
			当該年度分（4月から8月までにあつては前年度分）市町村民税が均等割のみもしくは所得割のみもしくは所得割額 40,800 円未満の世帯に属する子ども 日額 100 円
			当該年度分（4月から8月までにあつては前年度分）市町村民税が所得割額 40,800 円以上の世帯に属する子ども 日額 200 円

※閉園時間 19:15 を過ぎて保育することはできません。

（天災その他不可抗力などを除く）

※時間の判定は園の時間（コドモン）で行います。

7. 給食について

実施方法	自園調理（昼食、おやつ） ※委託会社より派遣された栄養士・調理師が園調理室を使用して調理を行います。
給食の方針	本園の給食は、園内調理室で手作りする安全・安心の完全給食です。主食は米飯を主にしています。おかずには、季節感が感じられる旬の食材を使用します。外国の食文化にも触れるため外国メニューも提供します。毎月、月末に翌月の献立表を配布します。
アレルギーへの対応	アレルギーが疑われる場合は、医師の診断書の提供が必要です。個別に相談の上、診断書または給食委員会の決定に基づき本園で除去可能なものは除去食・代替食で対応します。 ※アナフィラキシー疾患者に対する給食提供は行いませんので、お弁当を持参してください。

8. 健康診断について

(1)内科検診

乳児	毎年 2 回、園医による健康診断を行います。診断の結果、異常の可能性のある場合は個別に連絡いたします。
幼児	毎年 2 回、園医による健康診断を行います。診断の結果、異常の可能性のある場合は個別に連絡いたします。

(2)身体計測

乳児	毎月1回、身体測定を行います。結果につきましては、コドモンに記入し通知します。
幼児	毎月1回、身体測定を行います。結果につきましては、お便り帳、コドモンに記入し通知します。

(3)その他

- 歯科検診につきましては、全園児年1回実施します。
診断結果については、「おたより」にてお知らせします。
- 入園前に必ず健康診断を済ませ、入園時に書面を提出してください。

9. 年間予定表

月	行事内容
4月	入園式、始業式
5月	遠足（幼児）
6月	歯科検診、内科検診、個人懇談、七夕参観（緊急時引き渡し訓練）
7月	水遊び 園内お泊りキャンプ（年長児のみ）、夏祭り
8月	●夏期希望保育期間【7月中旬～8月中旬】
9月	運動会
10月	遠足（2歳児）・園外保育（0・1歳児）
11月	内科検診、お遊戯会
12月	クリスマス会、もちつき大会 観劇会（幼児）、なわとび大会（幼児）
1月	●冬期希望保育期間【12月下旬～1月初旬】、プール参観（幼児）
2月	節分、保育参観（緊急時引き渡し訓練）、 お別れ遠足（幼児）
3月	ひな祭り、卒園式 ●春期希望保育期間【3月中旬～4月入園式前日まで】

※お誕生日会、身体測定、避難訓練を毎月実施します。

10. 緊急時の対応等

園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の方が予め指定した連絡先へ速やかに連絡します。緊急連絡先は、入園の際に提出する「健康管理票」で届け出ます。

11. 虐待防止

お子様の人権の擁護および虐待の防止を図る為、虐待防止研修を年1回実施しています。

12. 防犯、事故防止のための措置

防犯訓練を実施します。事故防止マニュアルによる措置をとっています。

13. 非常災害時の対応

非常事態の対応	消防計画書及び「緊急・災害時の対応」により対応します。
防火管理者	溝口 真由香
防災設備	自動火災警報機 有 誘導灯 有 非常警報装置 有 その他 防火カーテン、建具等の防火処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月 1 回実施します。
非常災害用備蓄	備蓄水・非常食 3 日分

14. 非常災害対策

暴風警報発令時又は大雨・大雪警報発令時	登園の午前 6 時に現在発令されており、継続が予想される場合は、登園を見合わせてください。
高齢者等避難発令時 (警戒レベル 3)	登園後に発令された場合は状況に応じて、できるだけ早く迎えに来てください。
避難指示発令時 (警報レベル 4)	発令され、地域的に危険があると予測される場合は、登園を見合わせてください。
	保育時間中に解除された場合は、施設の保全状態を確認の上、保育を行います。なお、警報解除後の保育の再開については、園内の安全確認に要する時間を考慮して、2 時間以内を目安に保護者へお知らせし、保育を行います。 ※登園後に発令された場合は、避難場所（青和高校（旧中川商業高校））まで避難しますので、速やかにお迎えをお願いします。
南海トラフ地震臨時情報	情報の内容により、休園となる場合があります。

15. 保育内容に関する相談・苦情

利用相談窓口	・ 窓口相談者 溝口真由香 ・ 苦情解決責任者 竹腰正見 ・ 第三者委員 弁護士：吉川徹 マイルストーン法律事務所 ・ 利用時間 9:00～16:00 ※土日祝を除く ・ 電話番号 052-961-5678
--------	--

16. 園児に対する保険

保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付
保険の内容	国、学校（含認定こども園）の設置者、保護者の第三者による互助共済制度です。園の管理下での負傷により受診した際、一定額以上療養費を支払った場合は、センターから医療費給付が受けられます。加入の手続きは園で一括して行います。 受診時は保護者の医療保険証を使い、立て替え払いをすることになります。

17. 利用にあたってのその他の留意事項

禁止事項・制限事項	<ul style="list-style-type: none">・内服薬、外用薬、目薬等の投薬は原則として行いません。（ただし、抗けいれん剤については、診断書、園医の判断を仰ぎ対応します。）・他の利用者に対する宗教活動や営利活動等他に迷惑となる行為はやめてください。・園児や職員のプライバシーの保護の為、園内での写真・動画の撮影は禁止とさせていただきます。但し、園が認めた行事に限り撮影を許可致します。・撮影した写真・動画を SNS 等 (X、Instagram、YouTube) インターネット上に投稿するのはご遠慮下さい。
-----------	--